

藤沢市社会教育委員会議  
令和5年度3月定例会

議 事 録

日 時 2024年(令和6年)3月25日(月)  
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

# 令和5年度藤沢市社会教育委員会議3月定例会

日時： 2024年（令和6年）3月25日（月）  
午前9時30分から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 議事録の確認

3 議題

（1）社会教育関係事務のあり方について

4 報告

5 その他

6 閉会

(出席委員)

稲川由佳・瀬戸内恵・小笠原貢・越智明美・川野佐一郎  
西村雅代・福家大輔・平野まり・三宅裕子・矢尾板丈明

(事務局)

横田参事・浅上主幹・田高主幹・守屋課長補佐・鈴木職員

\*\*\*\*\* 午前9時30分 開会 \*\*\*\*\*

稲川議長           これより社会教育委員会議3月定例会を開催いたします。事務局から欠席委員の確認と、会議の成立について報告をお願いいたします。

事務局           藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成立要件として、委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して本日の出席委員が10名であることから、会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。欠席委員は後藤委員、窪島委員、伊藤委員、田口委員、西尾委員でございます。

稲川議長           本日傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局           いらっしゃいません。

稲川議長           事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局           (資料の確認)

稲川議長           議事に入る前に、1月定例会の議事録の確認をしたいと思います。

事務局           特に修正はいただいておりません。

稲川議長           それでは、1月議事録はこれで確定とさせていただきます。

議題に入ってまいります。議題(1)社会教育関係事務のあり方についてです。前回の会議における審議のもとに、議長、副議長において答申の修正案を作成することになりましたので、委員の皆様には2月6日に送付させていただきました。修正案については、前回の会議において、諮問されていることに対して端的に答申していくということになりましたので、国の動向や本市の現状については、「はじめに」において触れる形で作成しました。

修正案をご確認いただき、2月16日までにご意見をいただくということで、3名の委員からご意見をいただきました。内容は参考資料のとおりで、その他の委員からは特にご意見はありませんでした。ご意見を全て反映することはできませんが、ご意見を参考にして、議長、副議長において、今回の案のようにまとめました。経緯については以上です。では、資料1の今回の案について説明させていただきます。

1月の会議でも皆様と確認しましたが、答申で聞かれたことに端的に回答をするということで、前回の案は、国の現状や本市の現状について書きましたが、「はじめに」としてまとめることにしました。そちらでまず説明し、本文に入っていくという構成で、答申を作っていくことにしました。

ご意見くださった委員は、三宅委員、窪島委員、矢尾板委員の3名です。

三宅委員からは、「はじめに」がある場合、「おわりに」としてもう一度まとめるような形にしたらどうかというご指摘がありました。それにあたり、「はじめに」ではなく、「答申にあたって」という形にタイトルを変え、もう一度まとめることはせず、皆様にお示ししたような案になっています。

続いて、答申の中身についてです。基本的には構成は変えておりません。なぜこのような形にしたかと言いますと、皆様と議論させていただいて、聞かれたことに端的に答えていく形にしましょうということでしたので、「市長部局への事務移管について」、そして「今後の社会教育関係事務の執行にあたって求められるもの」という形にして、私たちの意見を反映できるような形にしております。

窪島委員からご意見は、まず、答申案に鑑がないというお話でしたが、これは当然つけます。次に、社会教育施設のあり方について、議論の中で深く話したという形ではないかもしれませんが、公民館、図書館については、施設のあり方も加味しながらご意見を伺ったと思っておりますので、施設の

あり方についても含まれているとお読みいただけると思っており、(1)公民館についてという形で、これから市民センターと公民館が一体化していくことが検討されている中で、移管に関してはこういうことを考えていきたいと思います。ことで、施設についても読み取っていただければと思っています。

同様に、(4)図書館についても、図書館法の適用を受けているということで、施設についても読み取っていただけるのではないかと考えております。

次に、付帯意見について、「はじめに」の中に触れるような形にしておりましたが、窪島委員のご意見も入れるような形で、新たに3として付帯意見を付けました。「はじめに」からタイトルを変更した「答申にあたって」のところにさらっと書くのではなくて、こういう意見があったということはわかっておいてほしいという意見も多くありましたので、付帯意見を3というような形で組みこんでおります。

次に、教育委員会の関与について、社会教育主事について書かれるべきではないかということで、「2 今後の社会教育関係事務等の執行にあたって求められるもの」の「(1)担保措置としての教育委員会の関与」に社会教育主事等の適切な配置を入れました。

矢尾板委員からは、新しい形の答申案を作ってくださいました。私としましては、今回皆様にお示した答申案を基にしていきたいと思っております。少々意見の相違があると思いますが、聞かれたことに関して答えていくということもあり、矢尾板委員からいただいたご意見の後半部分、例えば公民館、スポーツ・文化、図書館についての鋭い指摘をいただいて、わかりやすい言葉に変えたらどうかというご意見をそのまま拝借して、答申案に反映させていただきました。

3名の委員のご意見は、このような形で、汲み取れるところは汲み取らせていただき、答申案の中に入れさせていただいた次第です。

1月まで様々なご意見を出していただいて、例えば小委員会設置のご意見もありましたけれども、立候補者がいらっしやらなかったということで、本会議で話し合っていこうということになり、この場でご意見を出していただきながら、最終的には議長、副議長にお預かりさせていただいて、今日、社会教育関係事務のあり方の答申案として出させていただきます。

これを基にして、本日は議論をさせていただきたいと思っています。この意見が不足している、もう少し膨らませた方がいいなどがありましたら、お願いいたします。なお、構成につきましては、この構成で進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、皆様からご意見があればお伺いしたいと思います。

矢尾板委員

議論を進めるにあたり、構成については議長案をベースにというお話がありました。これまで3人の方から意見があり、それらを盛り込んだということですが、私の理解では、盛り込まれていないという感想を持っております。

参考資料3の私の意見は、新しいことを言っているわけでもありませんし、鋭い指摘をしているわけでもありません。皆さんがこれまで議論していたところを丁寧に書き込んだだけで、私見を述べているものではありません。新しい案とおっしゃいましたが、あくまで議長案を基本として、皆さんが述べていただいたことを全て盛り込んで、足りないと思われるところを加筆修正したということです。

議長からお話がありましたが、諮問に正面からシンプルに答え、委員の皆さんの真摯な議論のプロセスを、実情についての議論も含めてしっかりと反映したものです。

今回3名の方から意見が述べられていたと思いますが、皆さんの貴重な意見が部分部分切り取られて、議長案を構成しているということで、重複部分がかなり多いと思います。

前回の会議では、三宅委員、小笠原委員は現状把握の重要性を強調されたと思います。

川野委員はシンプルに正面から答えるべきだというご意見でした。

窪島委員も、会議のプロセスをしっかりと反映させるために、会議録を参考資料として付けるべきではないかというご意見もありました。

福家委員、西村委員も構成について意見を述べられました。

前回の議事録を拝読し、私の意見としては、このプロセスの中で皆さんが非常に熱心に議論していた事務移管について、藤沢市に移管する実情に対して、事務局から説明があったと思います。どういう理由で移管するのかと質問もしました。それで私たちは議論を整理して、こういう理由なんだとい

う理解になったと思います。その事実認定を前提として、私たちはどう考えるのか。その基本的な考え方を打ち出すと、事実認定はこうだから、私たちはこう考える。ここは密接に関連しています。

世の中の報告書や答申には、かなり携わってきましたが、全てそうです。立法府も、裁判所も、行政府も、政策立案も、まず現状把握をします。前回、法律改正についての現状という話がありましたが、それとは別に、藤沢市の実情はどうなのかという現状をしっかりと認定するというのが、判断をする場合の基本です。法的三段論法といいますか、事実認定をした上で、私たちは基本的な考え方を出すのだと思います。議長案では、私たちの基本的考え方を最初に述べていますが、今後、教育委員会や市議会など、議論の場になったときに、これではとても耐えられないと思います。市民の方々が見ても、何で社会教育委員会がこう考えたのかと。結論は、市長部局に移管することでよいということになっているように見えますが、私たちは真剣に事実をこのように認定し、だから基本的にこう考えるんだというところ。そのプロセスは私たちも一生懸命議論してきたではありませんか。そのプロセスをしっかりと答申に盛り込むことは絶対に必要だと思います。私が強調して言いたいのは、議長案にはそこが書かれてないということです。

第1案、第2案、第3案と進展してきましたけれども、そこがどんどん削ぎ落とされてきています。川野委員がおっしゃったところを誤解されているのではと思います。川野委員は、あくまで直球勝負で、諮問に聞かれたことを答えるという趣旨だと思います。私たちの基本的な考え方は、なんでそうなったというところをしっかりとシンプルに打ち出すということだと理解しております。文字数が多い、少ないの問題ではないのだと思います。

基本的考え方を縦断した上で、課題は何か。担保措置という言い方で議論していますけれども、事実認定できたから、こういった措置が必要だということ、あくまで密接に関連しています。

それを、意見を切り取ってバラバラに配置する。しかも重複しているという体裁では、そこが全く伝わらないという思いから、資料として提出させていただいた次第です。全く新しい案というお話ありましたけれども決してそうではなく、第1案、第2案、第3案、全て含まれています。それに、今申し上

げた、私たちのビジョンを加味して、法的三段論法という形で、答申の形にまとめました。そこをぜひご理解いただきたいと思います。

もう議長案でいくんだと。それありきで構成についてはもうこれでいくんだという頑なな態度をとらないでいただきたい。今後、市議会に呼ばれるかもしれません。そこで、理由はどうなったのかと聞かれるかもしれません。議長として、それに耐えられるものをぜひ作っていただきたい。

これから議長案についての審議が始まると思いますが、私の案も、並行して参照しながら審議していただきたいので、この場で私の案をもう少し説明する時間をいただけませんかでしょうか。

稲川議長 矢尾板委員からお話がありましたけれども、他の委員の方から何かご意見ございますでしょうか。

川野委員 20分程度でご説明いただいてもよいかと思います。

西村委員 議長におまかせして、案を作ってくださいということを前回までに決めたわけですから、矢尾板委員は全面的に否定しているわけではないと言いつつ、おまかせすることを否定する形になっています。そのため、矢尾板委員の意見として言っていただくのであれば、短時間で、20分も長いと思いますので、端的にこうまとめましたというお話をいただけるのであれば、意見として述べていただいてもよいと思います。言ってることはわかりますが、これまでやってきた中で、最終的に、議長にまとめをお願いするというのは、総意で始めてきたことなので、そこは大事にしたいと思います。

矢尾板委員 答申は、委員の皆さんが議論して作るものだと思います。最終的には議長は取りまとめされますが、議長個人の案ではなく、私たちが作るものです。そういう意味で議長にすべて一任するというものではなかったと思います。前回の議事録を見ると、皆さんは取りまとめの方向性について様々な意見をおっしゃいました。しかし、今回の議長案の取りまとめにつきましては、私たちの意向を反映していない部分があるので、それでも議長におまかせすることにはならないと思います。20分は長いということなので、15分くらいで説明の機会をいただければありがたいと思います。

川野委員

経過は西村委員がおっしゃったとおりですが、答申をするにあたって、審議会の最終的な一致を見る場面はこれからも出てくると思います。そういうときに、おまかせ主義的な気持ちで、議長案に合意、反対をするということになってしまうと、委員としての主体性がなくなってしまいますので、もう少し議論を深めて、臨時で、我々だけでもやるぐらいの気持ちで、今後の展望を描いたらよいと思います。

そして一つ提案です。議長が進行と説明者を兼ねていますが、負担は非常に重いと思うので、進行は副議長がやって、説明や聴取を議長にお願いするというふうに2人で役割分担して進めたほうがよいと思います。

西村委員

誤解を受けたようなので説明します。議長に丸投げしているつもりはありませんが、これまでの過程の中で議長に取りまとめをお願いし、その案について意見をということなので、例えば参考1、窪島委員の意見も、参考2、三宅委員の意見も、このまとめ案について、具体的にここをこうして欲しいと書かれていると私は思っているし、私自身も、意見はそうやって出すのだろうと思っていました。矢尾板委員の案は、最初から作り直しのような形になってしまうと思います。そのため、今は、何が議長案に足りなかったのかというご意見の場になっているのではないかと考えています。

前回、構成はこういう形にしようとなっているので、審議の過程で、どこまで入れるのかというのは変わってきたところもあると思いますので、そこを含めてのまとめでいいのではないかと考えています。

矢尾板委員

繰り返しになりますが、前回の議事録を見ますと、こういう構成でやるということにはなっていません。詳細に実情をしっかりと認定するとか、現状把握の重要性という意見が述べられています。議長が述べられたのは、委員のおっしゃったとおりに進めたいと思いますということであり、今ここにある議長案のような形で進めるということにはなっていません。そのため、私はこういう案を出させていただきました。私の意見は全く新しいものではないです。議長案は全て盛り込まれており、冒頭に事実認定の部分を書かせていただき、議長案の基本的考え方の部分を、その事実認定を踏まえて打ち出すと

いう構成にしているだけで、全く新しい、1からやるというものでは決してないということをこれからご説明したいと思っております。

三宅委員            論議をしていく上でのプロセスとして見ると、西村委員がおっしゃったように、基本をどこかに置かないと、全て取り換えるのか、部分的に修正するのかわからなくなってしまうので、今の段階ではベースを議長案に置いて、そこに矢尾板委員の意見で盛り込まれていない部分があったら、盛り込む。順番だったらこっちの方が本来ないとまずいのはというようにして、構成して論議していかないと、総崩れになって、何が何だかわからなくなってしまうのではないかと思います。今の段階として、論議のプロセスとしては、議長案をベースに置く方が効率的、効果的なのではないかと思いました。

小笠原委員        私は西村委員と三宅委員の意見に賛成です。矢尾板委員におかれましても、議事録を見て、こういった部分が足りないというご指摘があるのであれば、その部分を盛り込む、盛り込まないということをこの場で話したらいいのではないかと思います。基本的に、前回の会議までで体裁だとか、書き方、整え方の意見については出尽くしたと思っています。

また、書類の体裁や整え方については、過去の勤務先、勤務経験によって異なると思います。民間企業であると、こういう整え方、書きぶりはしないです。

私は案をいただいたときに、基本的には書かれていることに間違いはないか、どうしても同意できないことはないかという視点で確認しておりますので、三宅委員、西村委員が言われたとおりの進め方で、矢尾板委員の意見を聞いて、この部分をこの箇所に入れ込んだ方がいいのではという意見があると思いますから、ここに出席されている方で、それを盛り込む、盛り込まないと判断して、最終的にまとめていけばよいと思っております。

稲川議長            一通り皆様のご意見をお伺いいたします。

平野委員            私も西村委員と三宅委員の意見に賛成です。その方が進め方として早くできると思いますし、全く何もないところから、1から全部ひっくり返すので

は、今までやってきたことが無駄になってしまうので、議長がお作りいただいた資料をもとに、私も矢尾板委員のここはこうで、ここはこうではないというのを一つずつ細かくしてお聞きしたいなと思います。

越智委員

矢尾板委員の内容は非常に具体的で、こういうことがポイントなのだなということは、参考として非常にいいと思いました。しかし、ここまでの議論のことを考えると、議長案をベースにすべきだと思っています。

私は子ども会のことをやっているの、ある程度現場なのですが、現場でやっている、現場は現場なりに工夫してやっているとか、その実情に合わせて少しずつ形を変えながら努力している部分もあるので、全部が全部細かく言わなくても、結構現場はやっているというところはあると思います。

そのため、ある意味大きく捉えられる表現の仕方もありかなと思っているので、もしつけ加えることがあれば、もうちょっと具体的な表現を入れるということで、このまま進めたらどうかと思います。

福家委員

各委員のご意見と、概ね同一しておりますが、矢尾板委員の出していただいた参考資料は、すごく具体的でわかりやすい内容にはなっていると思います。矢尾板委員の参考資料を見た上で、議長案を見ると確かに欠けている部分があるのかなという印象は受けました。

そのため、そこをうまく盛り込む形で最終的にまとめられればいいのかとは感じております。

稲川議長

皆様のご意見を一通りお伺いいたしました。三宅委員、西村委員のご意見にご賛同ということで、議長案に欠けているところを、矢尾板委員のご意見をお伺いしながら膨らませていく、足していくという形で進めるということ、皆様よろしいでしょうか。それでは、矢尾板委員ご説明をできれば10～15分ぐらいでお願いできればと思います。

矢尾板委員

まず、議長案の「答申にあたって」をご覧ください。冒頭で社会教育のあり方について、6行ございますが、諮問の内容と全く同じ文章であり、私たちが考えたことのように読めます。そのため、引用の形にする必要があると思い

ましたので、私の案では答申の内容を引用する形で、こういう答申がありました。私たちはこういう議論をしましたという構成になっています。

次に、目次を見比べていただきたいと思います。藤沢市の現状、実態、実情の部分が欠けています。3ページ目になりますけれども、3ページ目の1は議長案の「答申にあたって」と同じです。

2です。タイトルが「事務移管に関する市長部局の考え方の整理」のリード文を読み上げます。「本会議においては市長部局への条例移管を前提とした社会教育関係事務のあり方を検討するに当たり、そもそも事務移管についてその必要性及び合理性があるかどうかを検証し、市長部局の考え方を次のように整理した」と記載しました。これは、議長案で言うところの1にある、私たちはこう考えたというところを導くために必要な議論の整理だと思っております。全て議事録に載っておりますし、事務方から提出された資料をまとめただけですので、全く新しいことは書かれておりません。ここは簡単に事実関係が書かれています。

この中で、事務移管の目的や、公民館についてはどういう制度設計になるのかということに記載しています。これは、皆さんが指摘されている担保措置に関する部分です。それから、新施設を作ることは、どういう効果があるのかということを書いております。

それぞれの生涯学習の事務やスポーツ行政、文化行政、文化財の保護、図書館行政につきましても、これまでここで議論してきたことを整理したという部分が欠けておることです。

この部分の認定があつて初めて、私たちはこう考えてくるというところに論理的に繋がってくると思います。これをぜひ、議長案の冒頭に項目として入れていただければいいのではないかと考えております。

その上で私の案の7ページ目をご覧ください。「3 事務移管に関する本会議の評価と担保措置等についての考え方」と立て、(1)本会議の基本的考え方とございます。議長案では3ページ目の(1)で書かれていることを、皆さんの担保措置についての意見を加味しながらまとめ、議長案に少し加筆した形になっておりますので、こういう形で議長は膨らませていただければいいのではないかなと考えております。

別のペーパーを出したので全く違うように見えますが、このように議長案に差し込んでいくと、私が足りないと考えている部分が含まれていくのではないかと思います。

私の案の7ページ目(2)で担保措置の話があります。ここにつきましては、議長案の5ページ目「2 今後の社会教育関係事務等の執行にあたって求められるもの」では重複している部分がありますので、これをまとめて書いたという形です。つまり、全く議長案と同じで、重複を避けるために整理したということで、新しい案ではありません。

整理の仕方は、公民館、スポーツ・文化行政、文化財の保護、それから図書館と分類して書いています。これが私の案の概要です。

繰り返しになりますが、欠けている部分は最初の事実認定の部分で、ぜひ議長案の冒頭に入れていただきたいと思います。その上で、議長案の最初の考え方のところについては、私が書かせていただいた基本的考え方という形で少し膨らませて、書いていただきたいと思います。

全く新しいものではなくて、あくまで議長案ベースにしたものだということですので、ご理解いただければありがたいです。何かご不明な点があれば、お答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

稲川議長

議長、副議長で取りまとめた案の中で、矢尾板委員の案の「2 事務移管に関する市長部局の考え方の整理」の部分の認定が必要ではないかということで、ここが欠けているというご意見、ご指摘をいただきました。これに関しまして、ご意見ありましたらここで話しただければと思います。

西村委員

矢尾板委員の案の「2 事務移管に関する市長部局の考え方の整理」ですが、これは各課に来てもらって、お話を聞いた部分の説明、まとめということかと思います。その形でまとめられたとすると、現状を把握した上で、答申としてこう出しましたという形なので、議事録の再掲という形になると思いますが、これを項立てする必要があるのか、それとも参考という形で、この答申を出すにあたって、この現状がベースになっている、あるいは各課の意見をベースにしているという書き方でもよいかと思います。

川野委員

僕は前回、シンプルに聞かれたことに答えればよいという言い方をしましたが、両論併記はいけないと思っています。前々回の議長案もそういう書き方になっており、今回の案では付帯意見というところが出てきていますが、どちらでもよいという書き方は焦点がぼけてしまうということがあって、その程度しか考えられないのかと非難される材料になるため、まずい作り方だと思っていました。両論併記を避けた方がいいということをきちんと言えばよかったです。シンプルという言葉が先行して、必要ないものは全部落としていけばよいと捉えられたのかなと思って反省をしています。

この答申が目指すものとして、どうしても必要なパートならば、付け加えるべきだと思いますので、私たちはこう考えた。事務移管の目的は何だったのか、効率的な事務の執行を図るためには何が必要なのかということは、諮問に直球で答えていない、答えているという問題ではなくて、答申を作る経過の中で必要な部分ということであれば入れた方がよいと思います。矢尾板委員が入れた方がよいのではないかとっているのですが、今後検討の余地がありますかと議長が聞かれたので、意見を踏まえて可能ならば入れてもらいたいというのが僕の意見です。ただ、どうしてもそこに載せられないということであれば、考え方を皆さんに示して、納得が得られればそれはそれでいいと思う。

こういう経過になったのは、結論ありきで諮問されているように思えるからですが、諮問というのは、さらの状態はどう考えますかというものだと思います。スポーツ行政にしても19市中14市が条例により市長部局に移管されていると書いていますが、他市がやっていることであって、藤沢市として、どうやったらいいのかということを議論してきたのですから、そこは一般的な諮問の内容を検討するのではなく、藤沢市社会教育委員会議としてどう考えるのかということで、書いてもよいのではないかと思います。前回示されたものだから書かなくてよいということではないと言いたいです。

矢尾板委員

私も川野委員と全く同じ意見です。諮問が、移管ありきと見えるかもしれませんが、私たちが担保措置なり、これからの課題を述べるにあたっては、どういう理由で移管するのかという部分を認定する必要があるとあります。法的三段論法と言いますが、まず事実認定をして、それを当てはめていくとい

うことです。私たちもそこを重点的に議論してまいりました。川野委員のご意見は、私の案の「2 事務移管に関する市長部局の考え方の整理」を答申に入れた方がいいということだと思います。ここを認定した上で、私たちはどう考えるんだという基本的考え方を打ち出すことで、初めて皆さんの意見が活きてくると思います。そういう構成にぜひしていただきたいので、2は入れていただきたいと思います。

それで、西村委員がおっしゃった、議事録に全部書いているということは、全くそのとおりです。ただ、議事録の議論を要約して、答申としてまとめるというのが普通の姿だと思っております。それによって、市民の皆さんも含めて、教育委員会、市議会がこれを見たときに、どういう判断プロセスで議決をいただいたか、会議録を全部読まなくてもわかるということになります。

議事録に書かれているというと、皆さんの意見も全て議事録に書かれているため、議事録に鑑をつけて出せばいいということに極論ではなっていますが、そうではありません。私たちはこれまでの議論をまとめるのです。その中に事実認定という重要な部分もあるのです。そこを入れて、それで私たちの基本的な考え方を打ち出すという構成は絶対に必要だと思います。議長案をベースにしてその部分を入れていただきたいと思います。繰り返しますが、基本的考え方の部分は議長案に加筆したので、そういう形で入れていただきたいと思っております。

瀬戸内副議長

確かに、議長といろいろ話し合ったときに、川野委員のシンプルという言葉を私自身が曲解してしまっていた部分があったかもしれません。矢尾板委員の2番の部分は、会議ですごく話が出たところで、実は一番肝となる部分ではあると思います。シンプルに聞かれたことに答えるということになりますと、この部分は実は聞かれていなかったもので、議長案の6ページ、付帯意見のところ盛り込んだ形になっていると認識しました。ただ、川野委員がおっしゃったように、こういう形で意見を出してもいいということがわかり、ここが一番肝になった部分だと思いますので、個人的には私も盛り込んでいただければいいのかなと思いました。

矢尾板委員 副議長のおっしゃるとおりです。私も川野委員のシンプルという発言を、文字数を少なくするという意味で考えられたように感じました。決してそうではないということです。付帯意見に書いている、教育行政の政治的中立性が肝です。私たちの中心的な主張だと思います。付帯意見と書くと、一部の委員が言って、それを付け足して両論併記で書いたように見えます。川野委員のからもありましたが、両論併記というのは好ましくない。私たちはこの場でコンセンサスを得て、一定の方向を打ち出すのが重要だと思います。その点、議長案にある付帯決議の中身は、私が書いた基本的考え方、議長案の冒頭の部分を加筆したのですが、そこにしっかりと盛り込まれております。繰り返しになりますが、私の案は全く別物ではなく、議長案が全部入っていますので、2の部分を入れていただければ、これで完成だと思います。

三宅委員 私も同意見で、現状を把握して考えるので、それが押さえられてないと、何を基に考えたのかがわかりませんので、一番肝になる部分である矢尾板委員の案の2番は、置く必要が絶対にあると私も考えます。

西村委員 先ほど言った意見は、2番をなくすという意見ではありません。ただ、ここに置くのかどうかは検討の余地があると思います。確かに、行政文書としては非常にわかりやすい文章になっていると思いますが、市民目線で見たとときに、聞かれたことに答え、最終的には、どうしてそうなったかというところのやり取りがあったという形で、まとめていく方法もあると思います。市民の感覚で読みやすいということを考えてもいいのではないかと思います。

矢尾板委員 西村委員のご指摘は非常にもったもな指摘です。市民の方が答申を読むときにどう読むかというところですが、市民の皆さんも見識のある皆さんだと思います。法的三段論法を踏まえて、どういう事実があつて、どういう理由があつてどういう結論に至ったのか。その事実認定の部分が、議事録を見てくださいとか後ろに参考資料で付いているのでページをめくっていくという形ではなく、きちんと整理をした上で基本的考え方を打ち出すという形だと、信頼感が高まるので、この構成は大事だと思います。行政文書はわかりにく

ということではなく、行政文書は全部このようになっています。答申も全部こうなっているので、この位置に入れるのは必須だと思います。

三宅委員            市民への広報はまた別物だと思います。答申は答申として出して、広報するときには、こういったことになりました。なぜかという、こういうことがあったからですというように、わかりやすく示せばいいのではないかと思います。

小笠原委員            前回、現状把握という言葉を使いましたが、それは大事なことで、市民目線というお話がありましたが、議長案の1ページの真ん中あたりに4、5行で現状こうなっているということが、少し書かれています。「本市においては、平成25年度の組織改正により」から始まって、「市長部局が補助執行しています」という部分が現状です。市民目線で言うと、わかりづらいので、もう少しわかりやすく端的に書いた方がいいのかなと。ここをもう少し膨らませて、矢尾板委員の書かれた2番を全て入れるということではなく、その中から、ピックアップして簡潔に、1ページ程度で付け加えたらいいのかなと思っています。

矢尾板委員            今のお話ですが、「現状」と「実情」を使い分けてきたと思っております。議長案の「答申にあたって」に書いているところは、「現状」ということですが、ここは法律の改正の経緯です。今私たちが議論しているのは、藤沢市の「実情」です。事務移管をするにあたって、なぜそういうのが必要なのかという部分で、ここはしっかり仕分けする必要があると思います。現状の部分は、議長案のとおりでいいと思います。私が2で書いているのは、事務に関する必要性の部分で、しっかりと書いていくことが求められていると思います。最初の藤沢市の法律改正の経緯は、小笠原委員がおっしゃるように、もう少し膨らませてもいいのかもしれませんが、これで十分だと思います。そこをしっかりと仕分けして議論していく必要があると思っております。

福家委員            今までの経験からいくと、自分の感覚とずれている部分がやはりあるかなというのが正直なところですが、自分の経験では、結論は先に持っていきます。ただ、社会教育委員の中から出すときにどちらが正しいか、どちら側で

あるべきかというのは、結論が出にくい部分かと思います。矢尾板委員の案は、文章として流れに沿っているのはそのとおりですが、わかりやすさという点では、やはり難しい部分もあると思うので、構成に関しては、議論が必要なのかなとは感じております。ただ、矢尾板委員の案の2番、現状把握、実情の部分を足すかどうかというのはもちろん足した方がいいと考えます。

矢尾板委員 三宅委員がおっしゃったように、市民向けにはまた別のものを作って周知していくのだと思います。答申というのは今後の教育委員会でも議論されますし、市議会でも議論される大事な資料になりますので、プロフェッショナルな、しっかりした世にある答申の基本形で書いておくのが良いと思います。伝え方は、適宜わかりやすいものを作っていけばいいと思います。

瀬戸内副議長 矢尾板委員の案の中で、フォーカスすべき点をおっしゃっていただくと、我々非常にわかりやすいかと思います。私は越智委員のおっしゃった、大きく捉える表現もありだと思しますので、ここは細かく言うべきなのか、大きく捉えてもいいのではないかとこのところをご指摘いただきたいと思っております。

矢尾板委員 経緯の部分は細かく書いてあるので、例えば図書館協議会の辺りは削ってもいいと思っています。私の案の7ページ「3 事務移管に関する本会議の評価と担保措置等についての考え方」の「(1)本会議の基本的考え方」。前段の2で書いた事実認定を踏まえて、私たちがどう評価したのかということで、一番重要な部分だと思います。ここに議長案の付帯意見を盛り込んでおりますし、議長案の1の冒頭のパラグラフと同等のことを書いております。そこに加筆しました。担保措置については、皆さんの考え方にうまく繋がるようにそれを織り込んで要約したという形です。読み上げます。

(1)本会議の基本的考え方(評価)。「本会議は、事務移管に関する市長部局の考え方を上記のとおり整理・分析した上で議論を行なった結果、」。ここは、私たちはこういう議論を行ってきました。その経緯のとおりです。「事務移管を前提とした社会教育関係事務のあり方について以下の結論に達した。」。ここは、私たちが会議で達したコンセンサスの部分を、付帯意見の部分もこれに盛り込んで書いてあります。「事務移管については、市長所管の

行政分野との一体的な取り組みにより多様な主体との連携や効率的・効果的な事務の執行が可能となることから、地域の新たな担い手の発掘や施設の柔軟な活用による新たな活動の場の創出によって地域の活性化に資するとともに、ニーズを踏まえた市民サービスの向上が期待できるほか、地域課題の解決にも寄与するものと評価できる」。この部分については、この後の担保措置で書かれていることも踏まえてこういう表現になっております。それで、私たちの主張です。「このような観点から、事務移管の必要性及び合理性は相当程度認められるが、」。ここはいろいろ議論があったところなのでこういう表現にしております。ポイントは相当程度認められるが、完全にもういいということではないということです。その上で次の担保措置に繋がります。「一方で、社会教育の政治的中立性を阻害する恐れがあることも懸念されるほか、事務移管に際しては社会教育の継続性・安定性、地域住民の意向の反映及び学校教育との連携等に配慮する必要があるものとする」。これで次の担保措置にスムーズに繋がっていきます。次に繋げる表現として、「そこで、事務移管を前提とした社会教育関係事務のあり方として、事務移管に際して以下の担保措置を構築するとともに、個別の事務について以下の留意点を踏まえた事務の着実な実施が求められる」。それ以下の部分は、議長案に盛り込まれていることを、重複する部分を整理して、個別の公民館、図書館と部門別に整理して書いたということで、議長案と全く同じでございます。要は2を入れていただくと。それで、「3(1)本会議の基本的考え方」も少し膨らませていただくと、皆さんのご意見をより反映したものになるのではないかとということになります。あとは言葉の整理だけです。以上がフォーカスしていただく重要な点でございました。

三宅委員

矢尾板委員の案の「3 事務移管に関する本会議の評価と担保措置等についての考え方」の「(1)本会議の基本的な考え方」は非常に重要な部分だと思っております。ここでしっかり押さえておくと、これから何を言うのか、概要が大体把握できると思いますので、とてもよくできているのではないかと個人的には思いました。

稲川議長

ただいま皆様のご意見をお伺いしたところ、矢尾板委員の案の「2 事務移管に関する市長部局の考え方の整理」。この認定がまず必要であり、そして一番言いたいところで、事務移管に関する私たちの評価、考え方を確実に入れてほしいというお話でございました。これに関してご意見等ありましたら、この場を出していただきたいと思います。

川野委員

社会教育主事と社会教育士の関係ですが、窪島委員が指摘されたとおりで、前回の答申案の中では、社会教育主事のことは全く触れていなかったということで、もう少し具体的に書くべきではないかという4番の指摘は、もっともだと思いました。それを入れて議長案では5ページ、2の(1)に出されていますが、「実質的な強化」という言葉はよろしくないと思います。社会教育主事の適切な配置というところの中で、強化すべきではないかという気持ちはわかりますが、社会教育主事の歴史の中では、特に戦前、社会教育主事がマイナス方向に働いたということを反省して、戦後は社会教育法のもとに社会教育主事を位置づけて、こういう仕事をやる、教育委員会の内部において助言指導に当たるということが書かれていますので、このとおりではあります。強化という言葉を使うと、何かイメージとして非常に弱く感じます。学校教員に比べて、社会教育の専門家である社会教育主事が弱いというのはわかりますが、組織的な位置づけをきちんとしてほしいという言葉でフォローしてもらいたいと思います。今生涯学習分科会では、社会教育士の議論をやっています。ただ、社会教育士は資格ではなく称号です。社会教育の専門的な職務に当たる資格は社会教育主事です。ただ、生涯学習分科会では議論がまとまっていないから、全国の現場が困っている。その中で、説明によると、1回社会教育士というのはこういうことだという中間報告を出して、6月に本答申を出します。分科会の考え方が文科省の考え方になっていくと思いますが、社会教育主事と社会教育士の関係について答申を出すということを言っていました。社会教育士は地域のコーディネーターで、どこに配置するかは明確に言っていません。一方で、社会教育主事は事務局に配置するという事になっています。

それが、公民館やその他のスポーツ施設に社会教育主事の資格を持って配置されていること自体がおかしいのであって、それを今まで認めてきた

ということがあったので、他の施設に、社会教育士として、コーディネーターとしての仕事ができるように今整理をしています。社会教育主事の現状については、組織的な位置づけをきちんとしてもらいたいということを述べてもらいたいと思います。

また、(2)社会教育士の配置も、「計画されている新施設」という言葉を使っていて、矢尾板委員の案の中にも「新施設」という言葉が出てきますが、公民館と市民センターの一体化というのを聞きましたけども、それは職員配置レベルではなくて、その一体化の議論を、答申とは別に事務局がきちんとやってもらいたいと思います。そういう方向で、市民合意が得られるのかどうかということについて。それで、合意が得られたならば、社会教育士を一体化した施設に送り込むということも、政策決定をしてもらいたいと思います。そこが今曖昧になっていると感じます。これは市の責任ではなく、文科省が曖昧にしているからこういう状況が起きているのですが、ぜひ今回の答申の中では社会教育主事を今までどおりきちんと配置をして、今いないという現状を窪島委員が書いていますから、この段階でそのことを強調して書いてもらいたいと思いました。

矢尾板委員

川野委員のおっしゃるとおり、新施設という言葉が独り歩きしておりますけれども、議長案にも私の案にもある新施設とは、これまでの事務方の説明のとおり整理したということですが、今後の整理といたしましては、市長部局においてしっかりと取り組んでいただくということは、どこかの段階で、私たちも発信する必要があると思っておりますが、答申はこの形で整理するのだと思っております。それから社会教育主事は窪島先生からも同様の指摘がありましたけれども、ここは大事なところですので、表現を工夫する必要があると思います。

これまで議論してきたところで、構成についてはコンセンサスができたと思います。初めの部分は引用の形にする。その上で2の事実認定を入れていただく。それで基本的考え方は膨らませてしっかり書く。あとは言葉の整理をするということです。ここで提案ですが、もうこの段階に来ましたので、起草委員という形で、議長、副議長を交えて、細部を詰めていくという作業が効率的ではないかなと思っております。事務方ではなく、私たちがやればい

いことなので、そういう形でやっていくと進むのではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

稲川議長

矢尾板委員が整理してくださったとおりですが、皆様からのコンセンサスが取れているかと思いますが、今一度確認させていただきたいと思います。

矢尾板委員のご意見の2を答申の中に盛り込むということに関しては、皆様よろしいでしょうか。

そして3の(1)本会議の基本的考え方については、議長案の付帯意見が入っているということで、こちらを膨らませて書くということで皆様よろしいでしょうか。

また、認定が必要である各課の現状をまとめていただいている2の部分ですけれども、これを全て入れるとかなりのボリュームになりますので、もう少しコンパクトな形で書く形で進めていくということで、よろしいでしょうか。

議長案ではそれ以降、具体的にどうしたいかをまとめた形になりますので、具体的な私たちからの要望という形でまとめていくことにしたいと思います。これに関しても皆様いかがでしょうか。

担保措置は既に議長案にも書かれていますので、重複しているところを整理していく形にするということで、皆様ご意見いかがでしょうか。

矢尾板委員

2の部分のスリム化するというので、私の案の6ページの「なお、図書館協議会における」以下を削除してはどうかと思いました。ほかの協議会、審議会に関わる箇所ですので、必須ではないと思います。

瀬戸内副議長

今骨格の部分でお示しいただいたかと思いますが、川野委員がおっしゃっていたような、社会教育主事に関する言葉とか、皆様のご見識の中で、文言の使い方等のご指摘があれば、次の時までには反映できると思いますので、挙げていただければと思います。

西村委員

社会教育主事という言葉と、社会教育士という言葉が、私自身もまだ整理できていないので、両方が入ってきていいものかどうか、あくまでも行政の職責としての社会教育主事、いわゆる行政の役職なのか、それともここでい

う社会教育士というのは、発令はされずに資格だけ持っている人がいるという可能性も今後ないことはないので、資格を持っている人と、それを発令されての主事、職責というのと違うので、そこを整理しないとわかりにくくなるかなと思いました。

稲川議長           そうすると、これは例えば、脚注に整理するような形にするということでしょうか。

川野委員           ベースの違いがあります。社会教育主事は、大学の単位を修めた者、あるいは専門的な機関である講習を終えた者で、発令を受けた者を指します。ただ、その講習が非常に取りにくいし、何をやっているのかわからないという意見が、全国市長会から出ました。それで社会教育主事の講習の科目や時間数も減らしたし、働きながら学ぶ、リカレントで社会教育士を取れるようにして間口を広げていきました。ここでは「計画されている新施設」という言い方だから、社会教育士という名前は出ざるを得ないと思います。社会教育主事は施設に配置できないからです。ただ、兼務で社会教育主事の資格を取った者が社会教育士を取って現場で働くとはできるという意見もあります。もし施設のあり方として、公民館と市民センターの一体型の施設を考えているのであれば、配置するのは社会教育士ですから、答申に言葉として出てくるのは仕方がないと思います。

社会教育士はNPOや民間機関で認定しています。法的位置付けだとか、文科省がやっているということではありませんので、社会教育主事にプラス社会教育士を取りたいと言っている人もいます。実は文科省が独自に考えた資格ではありません。社会福祉、地域福祉という考え方が出てきたときに、社会福祉士という名前の人が出てきて、その人たちは介護施設等で働くことができます。それを認定しているのは、全国社会福祉協議会というところですが、社会福祉士という資格ではなくて称号です。社会福祉主事もいまして、それもまた違います。

稲川議長           藤沢市としても社会教育士を配置していきたいということもあると思いますので、わからない言葉について、脚注等にかきたいと思います。



認しながら進めていく形なのか、進め方はご検討いただければと思います。  
ただ、報酬の対象にはなりませんのでご了承ください。

矢尾板委員           メールでやり取りをするよりは、どこかで膝を詰めて議論したほうが良いと思います。社会教育主事についての指摘もありましたが、そういった細かいところを議長、副議長に一任するとなると、私がまた意見を言わなければならず、大変な作業だと思いますので、一緒に作り上げてそれをまた皆さんとシェアする場を作ると効率的かと思います。

瀬戸内副議長           前回、最初の案を作ったときに、おそらく、議長、副議長側で作っているというイメージを抱かれたのではないかと思います。なので、今回のように皆さんから平場で意見をいただけるとすごく参考になりますし、みんなで作ってる感があって重要なのではないかと思いますので、個人的には、一部の人が作ってそれを皆さんにお示しするより、会議の場で揉んで、できたものがあまり良い状態でなくても、みんなで作っていく今までのスタイルの方がいいのではないかと思います。

矢尾板委員           副議長がおっしゃるとおり、もちろんこの場で議論しますが、その議論の素材を作るのだと思います。今日の方向性が出ましたので、細かいところもありましたし、また2番を入れ込むワープロの作業もあります。そういう実務的な作業を、議長、副議長とともに少人数で集まって行い、みんなでシェアしてまた平場で議論するような進め方が効率だと思います。会議は4月22日で、5月で答申を決定することになっていますが、そうすると平場の議論はあと2回、最終日は難しいと思うので実質的に1回です。一発勝負でやるのか、それとも事前の揉む段階の作業として、数人の起草委員でやると効率的ではないかという趣旨で申し上げました。あくまでこの平場の議論が中心だという趣旨は、おっしゃるとおりだと思います。

稲川議長           起草委員という大げさですが、ボランティアで、例えば、この会議が終わった後に1時間ぐらい延長して、これを削って、これを入れてというようなご趣旨ということでよろしいですか。

西村委員 最初、小委員会を作るという案も出ましたが、それをやめて、議長、副議長にやってもらうという話で進んできたと思います。この時点でまた起草というのはおかしいので、あくまでもまとめは、議長、副議長にお願いをして、ご意見とか、調整が必要であれば、議長の方で聞き取っていただくという形ではいかがでしょうか。

矢尾板委員 小委員会は、論点整理の小委員会だったので、今回は議長、副議長に大変な作業を全部丸投げしてしまうのも申し訳ないし、ここまで意見を申し上げたので、次の案を平場で議論する前によく詰めましょうということを申し上げています。報酬が発生するだとか、会議後に1時間残るとい正式なものではなくて、事前によく相談しましょうという趣旨で申し上げていますので、西村委員のおっしゃるような心配はないと思っております。

稲川議長 基本的には、議長、副議長で取りまとめを行ってまいります。そして矢尾板委員のご意見の、特に2の部分の踏まえていくということになりますので、またそれに関して個別に他の委員の皆様にもお伺いしていくということで、メールのやり取りだけではなくて、いろんなご意見の聴取の仕方がございますので、そのような形で基本的には私たちの方で進めさせていただくということにしたいと思っております。

また、社会教育主事、社会教育士という言葉の認識を皆さんで統一していくということが必要になってまいりますので、他の方も、言葉がわからないというようなことがあれば出していただければと思います。

それでは、現段階では、社会教育士、社会教育主事に関して脚注を付けるという形にさせていただきたいと思っております。他にこれに関して、ご意見ございますでしょうか。それでは本日いただいたご意見を、皆様のコンセンサスが取れているということで修正し、その間に個別にご意見もいただくという形で、進めさせていただきたいと思っておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

小笠原委員 進め方は問題ないのですが、メールに添付という形で原案が出てくると思います。それに対する回答の仕方を統一した方が効率よく進められるかと思

います。例えば何ページの何行目から何行目の文章に対する修正を加えて、こういう文章にしてほしいということで、明確にわかるように、回答の仕方を統一した方がいいのかなと思っております。

稲川議長

そうしますと、皆様にお送りしたものに対する回答を統一するフォーマットを皆様にお示しいたします。他にございますでしょうか。そうしましたら、この議題については以上ということにさせていただきます。

4の報告です。委員の皆様から、ご報告事項はありますでしょうか。先週の金曜日に、神奈川県社会教育連絡協議会理事会、そして、関東甲信越静社会教育研究大会が来年の11月、神奈川県で開催されるため、それに関する第1回目の実行委員会が開かれました。これについては資料等が県から届いてないと思いますので、4月にご報告させていただきます。来期の委員の方には関東ブロック大会にご尽力いただくことになるかと思っております。

続きまして5のその他に入ります。皆様から何かありますでしょうか。ないようでしたら、次回の定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

次回定例会につきましては、4月22日月曜日、開会時刻は、答申の審議を行うために、これまで時間を早めていましたが、今回は定例どおり、午前10時から正午の開催を予定しております。皆様には定例会の概ね2週間前に開催通知と前月の議事録を電子メールでお送りいたします。その際に議題や会場等につきまして、ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

稲川議長

これで3月の定例会を終了させていただきたいと思っております。

\*\*\*\*\* 午前11時45分 閉会 \*\*\*\*\*